

## ～条例により指定された寄附金を支払った方へ～

## 条例により指定した寄附金による個人市民税の寄附金税額控除について

## 寄附金税額控除の適用を受けられる方

福岡市が条例により指定した法人又は団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附をした翌年の1月1日現在福岡市に住んでいる方は、寄附をした翌年度の個人市民税で寄附金税額控除の適用が受けられます。

〔※ 寄附をした法人又は団体が、福岡県の条例により指定を受けている場合は、個人県民税においても寄附金税額控除の適用が受けられます。〕

## 寄附金税額控除の内容

対象となる寄附金(総所得金額等の30%を限度)のうち、

**2,000円を超える部分×税率8%** ←平成30年度から税率が変わります(下記参照)

の税額が、寄附をした翌年の個人市民税の所得割から控除されます。

〔※ 福岡県の条例により指定を受けている寄附金の場合は、同様に2,000円を超える部分に税率2%を乗じた税額が寄附をした翌年の個人県民税の所得割から控除されます。〕

税制改正により、福岡市など指定都市にお住まいの方の個人住民税所得割の税率が変更になりました。このことに伴い、平成29年1月以降の寄附金(平成30年度分から控除)について、道府県・指定都市が指定する寄附金に関する個人住民税の寄附金税額控除割合が変更となります。

※指定都市以外の一般の市町村にお住まいの方は変更ありません。

個人住民税所得割の税率 (指定都市在住の方)			これに伴い	寄附金税額控除における控除率 (指定都市在住の方)			
	平成29年度まで	平成30年度以降			平成28年寄附まで	平成29年寄附以降	
県民税	4%	→		県民税	4%	→	2%
市民税	6%	→		市民税	6%	→	8%

## 寄附金税額控除を受けるための手続

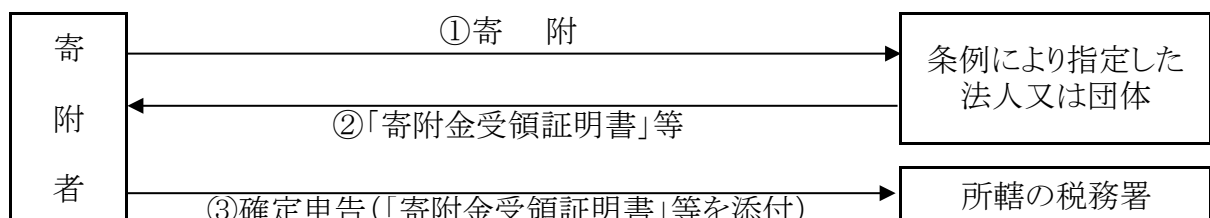
1月1日から12月31日までに寄附をされた方が、寄附金税額控除の適用を受けるためには、翌年3月15日までに、所轄の税務署で確定申告を行う必要があります。

このとき、寄附を行った際に法人又は団体から受け取った「寄附金受領証明書」等を申告書に添付する必要があります。

なお、確定申告をしない場合は、所得税及び個人住民税の寄附金(税額)控除は受けられませんので、ご注意ください。

〔※ 確定申告が不要な方などで、個人住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、住所地の区役所で個人住民税の申告を行うことにより適用が受けられます。〕

## 確定申告までの手続



(裏面に続く)

## 寄附金(税額)控除を受ける場合の確定申告書(確定申告書A)の関係部分の記載事項

所得税及び個人住民税の寄附金(税額)控除を受ける場合に、確定申告書(確定申告書Aの場合)に記載が必要な事項は下記のとおりです。

### 確定申告書A 第一表

#### 「所得から差し引かれる金額」内の「寄附金控除⑱」の欄

寄 附 金 控 除	⑱	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
-----------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

所得税法の規定により計算した寄附金控除の額を記載してください。

### 確定申告書A 第二表

#### 「〇所得から差し引かれる金額に関する事項」内の「⑱寄附金控除」の欄

⑱ 寄 附 金 控 除	寄 附 先 の 所在地・名称	寄附をした法人又は団体の所在地・名称を記載してください。	震災関連 寄 附 金	円
		寄附をした金額を記載してください。	上以外の 寄 附 金	

※ 寄付先が複数ある場合にはそれぞれに記載してください。

### 確定申告書A 第二表

#### 「〇住民税に関する事項」内の「寄附金税額控除」の欄

寄 附 金 税 額 控 除	都道府県、市区町村分	円	条 例 指 定 分	都道府県	円
	住所地の共同募金会、 日 赤 支 部 分			市区町村	

都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金額を記載してください。

福岡県が条例で指定した法人又は団体に対する寄附金額を記載してください。

福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部に対する寄附金額を記載してください。

福岡市が条例で指定した法人又は団体に対する寄附金額を記載してください。

※詳しくは「所得税の確定申告の手引き」をご参照ください。

<問い合わせ先>

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市財政局税務部課税企画課

TEL: 092-711-4207 FAX: 092-733-5598

E-mail: kazei.FB@city.fukuoka.lg.jp